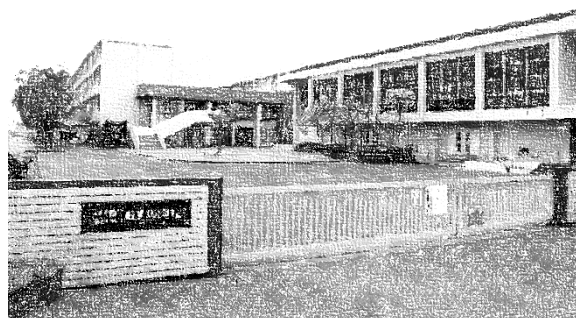


いじめ防止等に係わる基本方針



令和 4 年 4 月
稲美町立稲美北中学校

1. 基本方針策定の趣旨

いじめは、人として絶対に許されない行為であり、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある問題です。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめ問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切です。また、すべての生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校と家庭を含め、地域全体でいじめ問題に取り組むことが重要です。

本校では、いじめ問題の克服に向け、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）や「稲美町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等の基本的な方向を示す「稲美北中学校いじめ防止等に係る基本方針」を定め、全教職員が家庭・地域住民・その他の関係者等と連携し、いじめ防止等の対策を学校全体で組織的にかつ効果的に推進していきます。

2. いじめの防止に関する基本的な考え方

（１）本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめ等が原因で、子どもの尊い命が失われる事件が起こっています。学校という、子どもたちにとって、本来安全・安心であるはずの場所で、こうした痛ましい事件が起こっているという現実を私たち教職員は深く受けとめなければなりません。

本校では、いじめ問題の解決のためには、第一に直接子どもと接している一人一人の教職員が、「いつでも自分の学校や学級、部活でいじめが発生し得る」という強い危機意識を持ち、早期発見と早期解決のため、的確に対応することが何より大切と考えます。また同時に、校長を中心とした全職員での取り組みを進め、家庭・地域、更に関係諸機関と連携しながら、組織的な対応に努め、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、最優先課題として適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

また、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することの無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめ問題に関する生徒の理解を深める取り組みを進めるとともに、自分自身を大切にすることや他者への思いやり等、生徒の自尊感情を高めていく教育活動の推進に努めます。

（２）学校及び教職員の責務

すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について把握し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、教職員及び保護者や関係者の認識の共有と徹底を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組めます。

教職員は、いじめは、絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題であるとともに、すべての生徒に関係する問題であるとの認識を持ち、毅然とした態度で、問題の解決・解消及び再発防止に努めます。その際、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること等を、生徒が十分理解できるように努めます。

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応するとともに、教職員の生徒観や生徒理解、指導の在り方が問われる問題であると捉え、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりをめざします。

3. いじめの防止に関する取り組み

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・人間尊重の精神を教育活動の基盤におき、生徒一人一人の自己肯定感や自尊感情を高め、豊かな情操と心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた人権教育及び道徳教育、体験活動等の充実を図ります。
- ・生徒会活動や生徒が自主的に行ういじめ防止等に資する生徒活動を積極的に支援します。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動を通して保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携・協働を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されない行為であるという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、生徒と向き合う時間を多くするよう努めます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・生徒の変化やいじめを早期に発見するために、生徒対象の「困りごとアンケート」(町統一：年2回実施)や「Q-U アンケート」等を実施します。
- ・通報や相談があった事案については、「いじめ対策検討委員会(いじめ対応チーム)」を通して情報の共有に努めます。
- ・教育相談やいじめの防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせます。
- ・いじめ等に係わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを見ていた生徒たちにも自分の問題として捉えさせ、勇気を持って誰かに相談できるように一緒に考えていきます。
- ・いじめをはやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であるということを一緒に考えていきます。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) SNS・インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広まってしまうこと、発信者の匿名性、その他 SNS・インターネットを通して発信される情報の特性をふまえて、SNS・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように情報モラル等の研修会や必要な啓発活動を生徒会とともに行います。

4. いじめ対策検討委員会(いじめ対応チーム)の設置

(1) いじめ対策検討委員会の設置及び構成

- ・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策検討委員会(いじめ対応チーム)を設置する。
- ・委員会は、校長、教頭、生徒指導主任、各学年主任、不登校・教育相談担当、養護、学年生徒指導、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成する。
※但し、事案への対応の場合は、当該生徒が所属する学級担任、部活動顧問等が必要に応じて出席する。

(2) 委員会の開催

- ・通常は、月に1回、生徒指導委員会とあわせて開催する。
- ・いじめと疑われる発見や相談、通報があった場合は、委員会を緊急開催する。

(3) 委員会の活動内容

- ・いじめ防止の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめに関する相談、通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討、決定
- ・いじめ事案の報告

いじめの認識、具体的な対応等は、次頁以降の「稲美北中学校いじめ対応マニュアル」を参照する。同マニュアルを基本に、状況に応じた対応に努める。

稲美北中学校いじめ対応マニュアル

1. いじめの基本的な認識

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第二条）

いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である。学校はいじめられている生徒の立場に立ち、全力でその生徒を守り、問題の解決を図っていかなければならない。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行うことに留意するとともに、いじめは「どの生徒にも、どこの学校においても起こり得る問題」であることを十分認識する必要がある。

いじめの本質は、形だけでなく、心の痛みにある。



人権侵害

(2) いじめの構造（4層構造）

- A 被害者：いじめられている生徒
- B 加害者：いじている生徒
- C 観 衆：はやしたてる生徒（いじめを助長・強化する存在）
- D 傍親者：見て見ぬふりをする生徒（いじめを黙認・支持する存在）

※直接いじめを実行しないで、いじめをするように影で第三者に働きかける者がいることもあるということにも留意する。

(3) いじめの態様

- ①言語的攻撃・・・「言葉」によるいじめは、多くのいじめの出発点である。この段階での気づきや解決が深刻化を防ぐことにつながる。

(例)

- ・本人の嫌がるあだ名で呼ぶ。
- ・身体や動作について「くさい」「汚い」「ぐず」などの不快な言葉を用いて悪口を言う。
- ・「点取り虫」「～と仲がいい」など冷やかしたり、からかったりする。

- ②身体的攻撃・・・身体に関わる被害があるときは、いじめが進んでいる場合が多く、広範な被害を受けていることを想定した対応が必要である。

(例)

- ・わざとぶつかったり、通るときに足をかけたりする。
- ・肩にパンチをしたり、プロレスごっこや武術の技などの練習台にしたりする。
- ・たたく、殴る、蹴る、つねる等の暴力を振るう。
- ・靴に画鋲やガムを入れる。
- ・衣服を脱がせたり、髪の毛を切ったりする。

- ③社会的攻撃・・・いじめの多くは集団で行われる。当事者だけでなく、集団やクラス全体の実態に合った適切な対応が必要である。

(例)

- ・仲間はずれにしたり、集団で無視をしたりする。また、仲間はずれにするように第三者に働きかける。
- ・恐喝、たかり、物を売りつける。ゲームソフトなどを「借りる」と称して返さない。
- ・持ち物を盗んだり、隠したり、落書きをしたり、捨てたりする。
- ・使い走りをさせたり、万引きやかつあげを強要したり、登下校時に荷物を持たせたりする。
- ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせる。
- ・パソコンやスマートフォン・携帯書籍の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せる。

(4) いじめの背景

<学校における要因>

- ① 教育的愛情のない指導を繰り返す。
- ② 一部の生徒が認められたり、評価されたりする。単一の尺度で評価する。
- ③ してよいこと、してはいけないことの基準が曖昧である。
- ④ 授業が分かりにくかったり、進度が速すぎたりして学習についていけない。
- ⑤ 競争関係が激しい。

<家庭における要因>

- ① 基本的な生活習慣や生活態度が十分身に付いていない。
- ② 家庭が、生徒の「安らぎの場」でない。
- ③ 親子間に心の通い合う場面が少ない。
- ④ 親がしつけに不安を抱いている。
- ⑤ 保護者が家庭で生徒と触れ合う時間が少ない。

<地域社会における要因>

- ① 地域全体で生徒を育てる意識が低下している。
- ② 仲間遊び等の経験不足で人間関係づくりが不器用である。

<社会全体における要因>

- ① 「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である。
- ② 異質なものを排除しようとする傾向がある。
- ③ メール、SNS、ブログ、学校裏サイト等大人の目が行き届かない世界が広がっている。
- ④ 社会全体に人間関係が希薄化してきている。
- ⑤ 大人の自己中心的でモラルを欠いた行動が生徒に影響を与えている。

2. いじめの防止等に関する取り組み

(1) いじめに関する共通認識

- ① 「いじめはどのような場合でも決して許されない」との強い認識をもつ。
- ② 注意深く生徒の様子を観察し、生徒が発する危険信号を見逃さない。
- ③ いじめられている生徒の立場で、親身な指導をする。
- ④ 問題を直視し、事実を隠蔽することなく的確に対応する。
- ⑤ 家庭・学校・教育委員会・地域社会等、関係諸機関の連携を考える。
- ⑥ いじめ問題は家庭の協力がないと解決に向かわないことを学校と保護者で共有する。

(2) 未然防止

- ① 指導体制について（いじめの指導体制のフローチャートを参照）
ア．全体指導計画の作成

- イ. 実践的な校内研修（いじめに係る法令及び具体的事例をもとにした校内研修、生徒理解に関する研修、指導援助のスキル研修）
- ウ. 教師の役割分担と連携（各分掌の役割と責任の明確化、養護教諭・SC・SSW等の位置づけ） ※SC:スクールカウンセラー SSW:スクールソーシャルワーカー
- エ. 実態把握と情報収集（いじめアンケート等の実施、休み時間・部活動・登下校中の実態把握）
- オ. 積極的な生徒指導（お互いの個性を認め合い、尊重し合う態度の育成、ボランティア活動やいじめ撲滅運動など生徒主体の活動の推進）

②教育活動について

- ア. 生徒の意識啓発（道徳・学級活動等の時間における人権に関する指導、スマートフォンやインターネット等の利用に関するルール作りなどの主体的取組の促進）
- イ. 一人一人の生徒を大切にした学級経営（自己肯定感、存在感の感得、自己指導能力の育成）
- ウ. 学級における人間関係づくりのトレーニング（ディベート、ロールプレイング等）
- エ. 集団活動や体験活動の推進（社会性や情操の醸成、ボランティア活動の推進）
- オ. きめ細かな学習指導（学力遅滞生徒へのサポート、わかる喜びのある授業の展開）

③教育相談について

- ア. 体制づくり（チームでの情報共有と組織対応、学級担任への支援）
- イ. 触れ合いを通じた相談活動（信頼関係の醸成、教師と生徒の好ましい人間関係の構築）
- ウ. 専門的な力量（予防的教育相談、全教師が指導や相談の担当者）
- エ. 家庭との連携（保護者への理解と周知、保護者への援助）
- オ. 関係機関との連携（教育委員会、中央こども家庭センター、学校支援チーム、警察等）

（３）早期発見

【ポイント】

- 生徒の日誌や学級ノート、班ノート等の記述、態度や会話などの中から、いじめの兆候がないか等の観察に努める。
- 定期的にアンケート調査などを実施するとともに、教育相談日を設ける。
- 教職員間、保護者、地域などから広く情報を収集し、発信に努める。

◎早期発見の観点として

- ①教職員一人一人が、人間は共に生きているという原点に立ち返り人権感覚を研ぎ澄ます。
- ②生徒の実態把握のために、「困りごとアンケート」「Q-U アンケート」や個人面談、日常観察等を活用する。
- ③生徒の生活実態把握の情報は、一部の教職員が抱え込むことなく、複数の教職員で確認し、情報を全教職員で共有化する。
- ④日頃から生徒一人一人に深い関心を寄せる。
- ⑤サインを送っている生徒の話を親身になって聞き、支える。
- ⑥養護教諭やSC、SSW等と連携する。
- ⑦「ネット上のいじめ問題」を発見した場合には、迅速かつ適切に対応する。

（４）情報及び現状認識の共有化

◎正確な情報収集と正しい現状認識

早期対応で大切なことは、正確な情報を収集することである。その情報を基に、生徒がどのような状況にあるのか、学校全体で共通認識を図る必要がある。

【ポイント】

- アンケートや調査、生徒からの聴き取りなどにより、正確な情報収集と分析を行う。
- アンケート調査については、記入しやすい環境を整えた上で、状況に応じ、記名式、無記名式を選択もしくは併用して実施する。
- 収集した情報を整理・分析しながら、教職員間の情報の共有化を図る。
- 生徒の現状について、教職員間の認識の共有化を図る。

- ①いじめに関する情報は、迅速に校長・教頭に報告する。
 - ②校長は、正確な情報の収集に努めるとともに、情報を整理して全教職員に伝え、情報の共有化を図る。
 - ③プライバシーの保護や人権に配慮し、適切に対応するよう共通理解を図る。
 - ④職員会議等を通して、現状について全職員が共通の認識を持つ。
 - ⑤アンケートの質問票については、当該生徒が卒業するまで適切に保管する。
- ◎事実確認（生徒からの聴き取り）
- ①いじめられた生徒の立場に立ち、いじめられた生徒の気持ちを重視する。
 - ②いじめかどうかを一人で判断せず、情報を集め、チームで対応する。
 - ③互いの話を否定せずに最後まで傾聴し、事実を確認する。
 - ④いじめた側と思われる生徒に「いじめをしていないか」と聞かないで、生徒の行為を中立の立場で確認する。
 - ⑤感情に走らず冷静に対応し、推測や伝聞で決めつけない。
 - ⑥「困っている人がいるので、協力してほしい」というスタンスで対応し、継続した行動観察など、十分な配慮を行う。
 - ⑦「いじめをしていないのに叱られた」と不満が残らないようにする。

（５）早期対応

- ①いじめの訴えには親身に耳を傾け、被害者を守る姿勢をはっきり示す。
- ②事実の究明にあたっては、当事者のみならず、保護者や友人からの情報収集等を通じ正確かつ迅速に行う。
- ③情報整理には、憶測を入れず客観性を重視する。
- ④まずは、いじめの行為そのものをやめさせることに全力を尽くす。

ア 教育的愛情と毅然とした指導

いじめられた生徒、その保護者、いじめた側の生徒、その保護者に個別に教職員が協力して指導を行う。

【ポイント】

- いじめられた生徒とその保護者に対して「守り抜く」という姿勢を示し、安心感と信頼を与える。
- 誠意をもって適切な情報を提供し、解決への見通しを伝える。
- いじめた側の生徒に対して、教育的愛情と毅然とした姿勢で指導に当たる。
- いじめた側の保護者に対して、誠実に対応して理解と協力を求める。

イ いじめられた生徒に対して

- ①正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
- ②生徒が安心して相談できる場を設定する。
- ③本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- ④いじめ解決に向けた決意を伝え、生徒を徹底して守る姿勢を示す。
- ⑤SC、SSW等と連携し、心のケアを行う。

⑥家族や外部機関等との連携を図る。

ウ. いじめられた生徒の保護者に対して

- ①家庭を訪問し、誠意を持って生徒の状況を正確に伝え、家庭の協力を依頼する。
- ②保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。
- ③情報の正確な連絡と指導についての経過報告を行う。

エ. いじめた側の生徒に対して

- ①正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
- ②生徒が落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を確保する。
- ③自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- ④相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。
- ⑤自らの長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方を確認する。
- ⑥家庭や外部の関係機関等との連携を図る。

オ. いじめた側の保護者に対して

- ①家庭や学校で面談するなどして、直接いじめの事実について伝える。その際、複数の教職員で対応する。
- ②いじめについての事実関係を、冷静かつ正確に伝える。
- ③一方的に話すことのないよう、十分配慮する。
- ④保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
- ⑤今、対応している事案について「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」という保護者の共通理解を図ることが必要。
- ⑥いじめられた生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

カ. 周囲の生徒に対して

- ①周囲の生徒から見た正確な情報の収集を行う。
- ②いじめは決して許されないということを、毅然とした姿勢で指導する。
- ③いじめられた子どもを、集団として支える体制づくりを進める。

キ. 学級活動、生徒会活動において

- ①生徒に、いじめは人として許されない行為であることを呼びかけ自分たちのまわりにあるいじめについて考えさせる。
- ②学級活動、生徒会活動などの場を通じて、いじめ根絶のために具体的に自分たちが何をすればよいのか、話し合う機会を設ける。
- ③話し合いの結果を整理し、行動化のための具体的計画を作る機会を設ける。

(6) ネット上のいじめ

①「ネット上のいじめ」とは

「ネット上のいじめ」とは、パソコンやスマートフォン・携帯電話を通じて、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

②「ネット上のいじめ」の特徴

ア. 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

イ. インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。

ウ. インターネット上に掲載された個人情報や画像は、加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、

回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者に流れたりアクセスされたりする危険性がある。

エ．保護者や教師などの身近な大人が、生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒にかかわる掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

③生徒への指導　－掲示板等での被害を防ぐために－

【ポイント】

- 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人の特定は可能であること。
- 特に、書き込みが悪質な場合等は、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ること。（インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあること）

【生徒への対応】

ア．いじめられた生徒への対応

- ・学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた生徒を守り通す。
- ・毎日の面談の実施や、緊急連絡先を伝えるなど、いじめられた生徒の立場に寄り添った支援を行う。
- ・学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で取り組む。

イ．いじめた生徒への対応

- ・いじめられた生徒からの情報だけをもとに安易にいじめた生徒と決めつけず、いじめが起こった背景や事情についても綿密に調べるなどの適切な対応を行う。
- ・いじめた生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとで指導を行う。

ウ．全校生徒への対応

- ・生徒が「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないよう情報モラルについての指導を学校全体として計画的に行う。

【保護者への対応】

ア．いじめた生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、再発を防ぐために、家庭でのスマートフォンや携帯電話、インターネット等の利用の在り方について理解を求める。

イ．スマートフォンや携帯電話、インターネット等の必要性・危険性についてしっかり話し合い、必要がない限り持たせないようにし、持たせる場合は、フィルタリングを必ず設定するよう呼びかける。

ウ．生徒のスマートフォンや携帯電話、インターネット等の利用の実態を十分に把握し、「ネット上のいじめ」に関して、生徒が発する危険信号に十分留意するよう家庭に呼びかける。

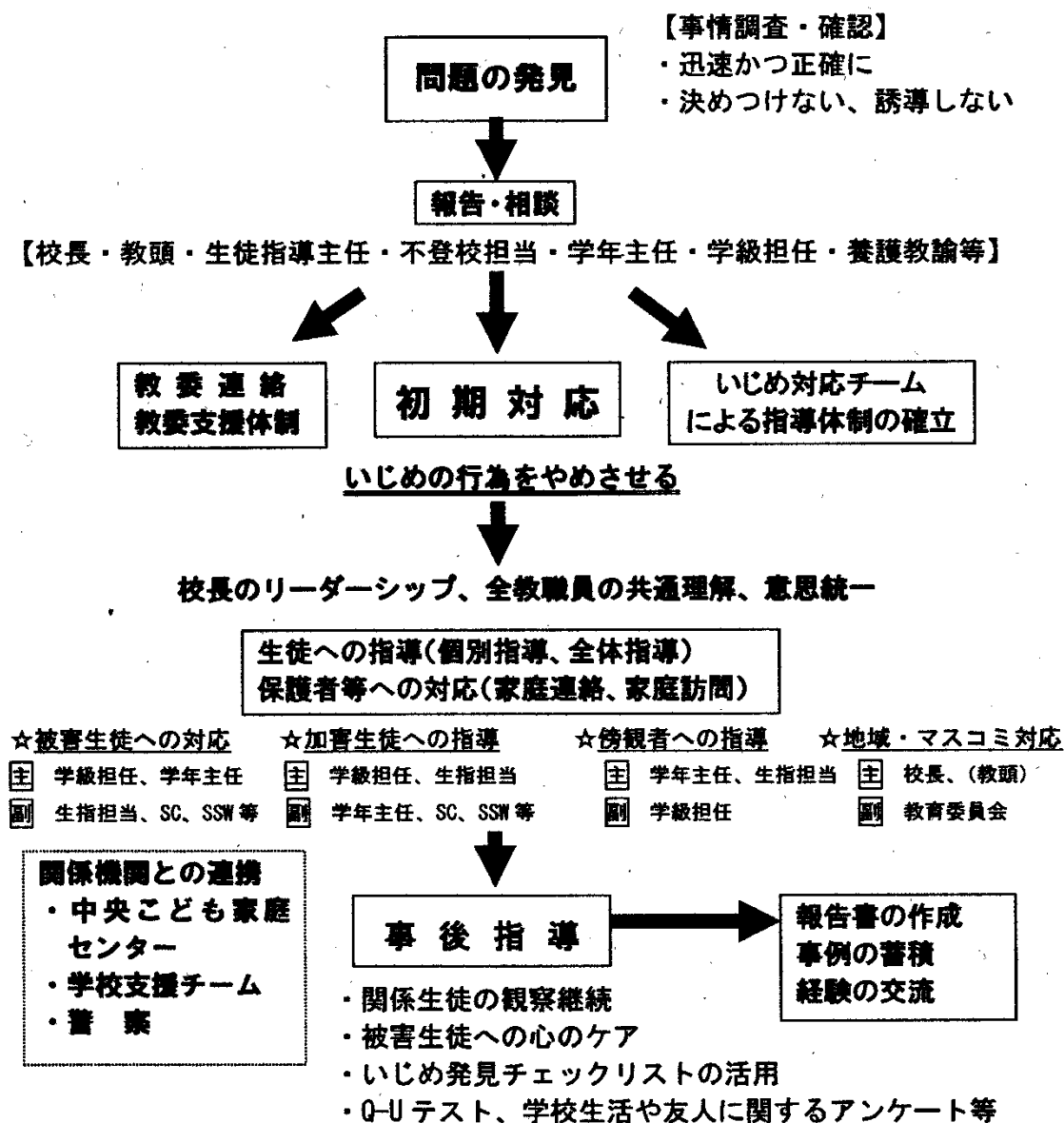
(7) 家庭・地域及び関係機関等との連携

①地域ぐるみの対策（校区育成協、民生委員児童委員、学校運営協議会等との連携）

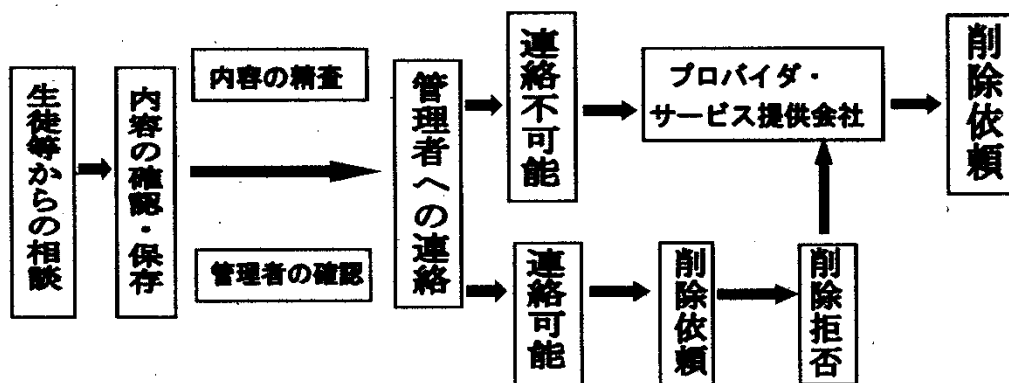
②家庭との連携（家庭訪問、学校・学級通信等による理解と啓発、PTA・学校運営協議会によるいじめに関する研修、授業参観）

③関係機関等との連携（教育相談機関との連携、社会教育団体との連携、小学校との連携）

3. いじめに対する指導体制【フローチャート】



【ネットへの悪質な書き込みへの対応フローチャート】



4. 重大事態が発生した場合

【重大事態とは】

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合（法第28条第1項第1号）

例) ア. 生徒が自殺を企図した場合

イ. 身体に重大な傷害を負った場合

ウ. 金品等に重大な被害を被った場合

エ. 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

②「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた疑い」がある場合

（法第28条第1項第2号）

例) ア. 年間の欠席が30日以上ある場合

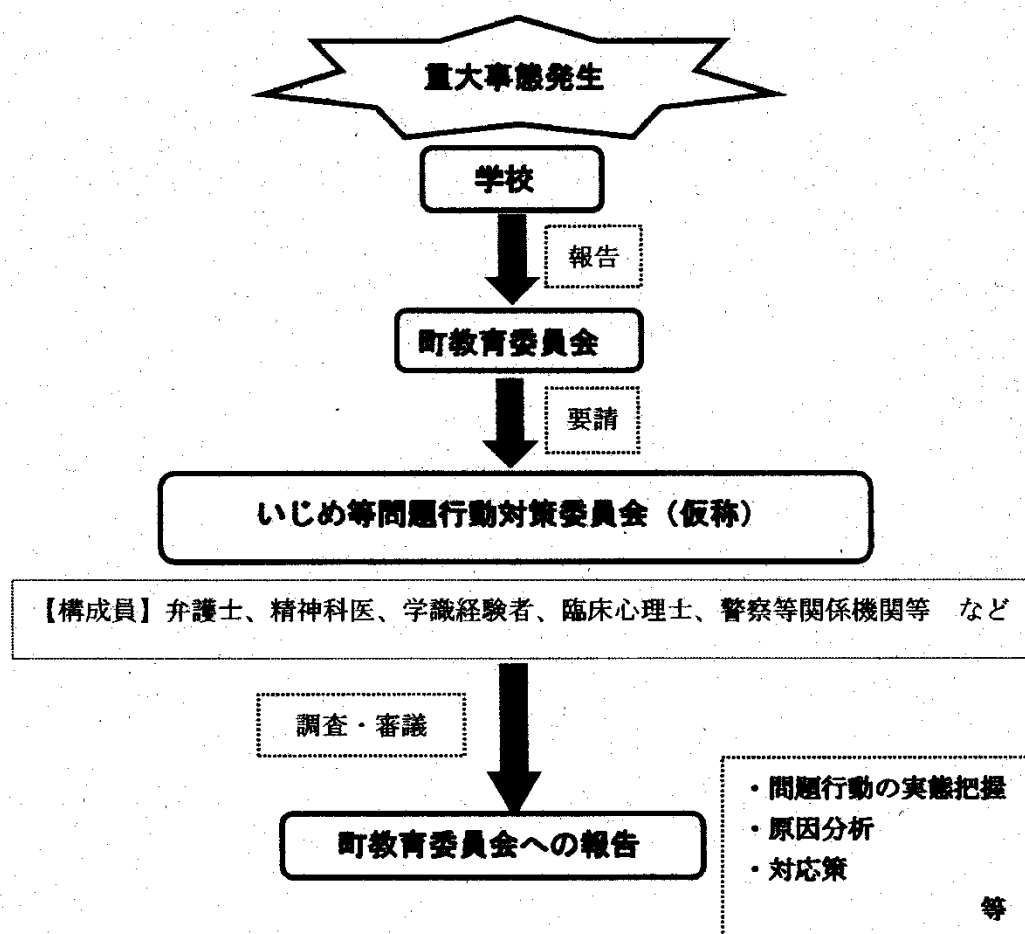
イ. 一定期間連続して欠席しているような場合

など、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握する。

【重大事態の報告】

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

【フローチャート】



5. 参考

〈いじめのサインの例〉

(1) 登下校

- ・集団から離れて登下校している
- ・急いで一人で帰宅している
- ・他の子のかばんなどを所持されて帰っている

(2) 授業前

- ・体調がすぐれないことが多い
- ・何となくそわそわして落ち着きがない
- ・忘れ物が多くなる
- ・一人だけ遅れて教室に入る
- ・机、教科書、ノートなどが汚されていたり、落書きされていたりする
- ・涙を流した痕がある
- ・周囲が何となくざわついている
- ・席を替えられている

(3) 授業中

- ・ひどいあだ名で呼ばれる
- ・正しい答えを冷やかされるなど、やじられたりして、みんなの笑いものにされる
- ・グループ分けで孤立しがちになる
- ・おどおどして発表をためらったり、うつむいたりしている
- ・たびたび保健室やトイレに行きたがる
- ・頭痛や腹痛を頻繁に訴える
- ・席替えなどで特定の生徒の隣や、同じ班になることを嫌がる
- ・ふざけた雰囲気の中で学級委員や班長などに選ばれる

(4) 休み時間

- ・遊びの中で孤立しがちであり、一人であることが多い
- ・用もないのに職員室や保健室に出入りすることが多い
- ・ドッジボールなどで、集中してボールを当てられる
- ・遊び道具の片付けをさせられている

(5) 給食時

- ・配膳や後片付けでさげられている
- ・食器の中に異物が入れていることがある
- ・給食を残したり、食欲がなくなったりしている
- ・いつも後片付けをしている
- ・当番のとき、嫌がられる仕事をやらされている

(6) 清掃時間

- ・みんなが嫌がる内容の仕事や分担場所が、特定の生徒に割り当てられる
- ・一人だけ離れた場所で掃除をしている
- ・特定の生徒だけが後片付けをしている
- ・特定の生徒の机やイスだけが取り残されている

(7) 放課後

- ・衣服が不自然に汚れていたり、ぬれていたりする
- ・用もないのに残っている日がある
- ・職員室の周りをうろうろしている
- ・靴などが隠されていることがある
- ・帰りの会に配布したプリント類が、特定の生徒だけにわたらない
- ・「一日の反省」で特定の生徒だけが追及される

(8) 部活

- ・一人で準備や後片付けをさせられている
- ・特定の子だけが上級生・同教生から鍛えられ、失敗すると笑いものになる
- ・練習相手をしてもらえない
- ・活動とは関係ないと思われるけが見られる
- ・無断欠席が増えてくる
- ・体の不調をよく訴えたり、遅れてきたりすることが多い

(9) その他

- ・急に無口になったり、言葉遣いが投げやりになったりする
- ・使い走りのようなことをさせられる
- ・黒板、トイレ、廊下の壁等にあだ名や中傷が書かれている
- ・個人の掲示作品に落書きがされたり、破られたりしている
- ・委員や班長などを辞めたいと申し出る
- ・ライフ、作文、絵画、ノートの記載などに、気にかかる表現や描写があらわれる
- ・家の金を持ち出したり万引きをさせられたりする
- ・持ち物や体に触れるのを嫌がられている

<いじめ発見チェックリストの例>

生徒の過去（以前）と現在を比べて、その変化をチェックし記録する。

（個人の行動）

	個人の行動調査	月日	月日	月日
1	頭痛、腹痛などを訴え、保健室へひんぱんに行く。			
2	理由もなく遅刻、早退を繰り返し、欠席も日立っている。			
3	教室に入らず、職員室周辺で時間を過ごす。			
4	教師にべたべた寄ってきたり隠れるようにして話したりする。			
5	休み時間でもないのにトイレに長く入っている。			
6	仲間に入れず一人でぼつんとしているか、一人で何かしている時間が長い。			
7	無口で、元気がなく、学習意欲や成績が低下している。			
8	授業が始まったら、一人で遅れて教室に入ってくる。			
9	周りの友だちに異常なほどの気遣いをする。			
10	下を向いて、視線を合わせようとしない。			
11	おどおどして、おびえるようになる。			
12	衣服の汚れや破れ、擦り傷が見られる。			
13	給食を残したり、食欲がなくなったりする。			
14	遊びの中で、いつも同じことをやらされている。			
15	一人で掃除や後片付けをしていることが多い。			
16	文字が乱雑になったり、暗い絵が多くなる。			
17	笑わなくなったり、元気がなくなってくる。			
18	以前より、自分の欠点を気にする。			
19	学校や学級の仕事をやめたいと言い出す。			
20	友だちが自分のことを利用していると訴えるようになる。			
21	集団を避け、一人で行動しようとする。			

(学級全体の雰囲気)

	学級の雰囲気調査	月日	月日	月日
1	いやなあだ名をつけられしつこく言われたり、からかいが執拗に続いたりする。			
2	発音すると冷やかしの声があがり、その後発音しなくなる。			
3	教師がほめるとあざけり笑いがあったり、しらけたりする。			
4	ちょっとした事件が起こると、いつもその子のせいにされる。			
5	配布したプリント等が渡っていない。			
6	これまで仲良かったグループからはずされる。			
7	遊びの中で、いつも笑い者にされる。			
8	グループ替えなどで最後まで所属するところが決まらない。 席替えで、その手の隣に座るのをいやがる。			
9	机や椅子にいたずらされたり、落書きされたりする。			
10	持ち物等がゴミ箱に隠されたりする。個人の物の位置が変わっていたりする。			
11	プロレス遊びや裁判ごっこのようなことに無理やり加えられ、やられ役にされる。			

(家庭の様子から)

	家庭の様子調査	月日	月日	月日
1	登校時間になると頭痛などを訴え、登校を渋るようになる。			
2	口数が少なくなり、学校のことや友だちのことを話さなくなる。			
3	外出しなくなり、人におびえるようになる。			
4	「転校したい」「生まれ変わりたい」などともらすようになる。			
5	不審電話や不審メール、嫌がらせの手紙や紙切れが見つかったりする。			
6	本人の持ち物などが壊されたり、なくなったりする。			
7	メモや日記などに悩みの書き込みが見られる。			
8	衣服の汚れや破れ、擦り傷等が見られる。			
9	家の金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。			
10	イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがない。			
11	家族に対して頑固になる。			
12	助けを求める「うわ言」を言ったり、不眠を訴えたりする。			

